

「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面・注意喚起文書」新旧対照表

令和4年9月16日
(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>指数先物取引は、大阪取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（大阪取引所が定めるところにより、日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。<u>以下同じ。</u>）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>(3) 日中取引終了後の取引</p> <p>指数先物取引では、大阪取引所が定めるところにより、<u>一部の取引を除き</u>日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。</p> <p>(4) 祝日等における取引</p>	<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>指数先物取引は、大阪取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（大阪取引所が定めるところにより、日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>(3) 日中取引終了後の取引</p> <p>指数先物取引では、大阪取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて（取引日ごとに行います。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、指数先物取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。</u></p> <p><u>当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。</u></p> <p><u>実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社ウェブページにてご確認ください。</u></p> <p><u>(5) ~ (8)</u></p> <p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p><u>(4) 祝日等における取引</u></p> <p><u>大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、指数オプション取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。</u></p> <p><u>当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。</u></p> <p><u>実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社ウェブページにてご確認ください。</u></p> <p><u>(5) ~ (8)</u></p> <p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p><u>(4) 祝日等における取引</u></p>	<p>(番号繰り下げる)</p> <p><u>(4) ~ (7)</u></p> <p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>引日ごとに）行います。</u></p> <p><u>当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。</u></p> <p><u>実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は当社ウェブページにてご確認ください。</u></p> <p><u>(5) ~ (8)</u></p> <p>3. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌営業日(祝日を除く)までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>なお、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</p>	<p>(番号繰り下げ)</p> <p><u>(4) ~ (7)</u></p> <p>3. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（お客様が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>なお、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</p>

新	旧
<p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オプション清算数値 権利行使日における対象指数の各構成銘柄の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、金融商品取引所が定める値段）に基づき算出した特別な指標（特別清算数値（SQ値））をいいます。 <p>＜指数先物取引に関する租税の概要＞</p> <p>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。 <p>法人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。 	<p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語</p> <p>（新設）</p> <p>＜指数先物取引に関する租税の概要＞</p> <p>個人のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。なお、損失が生じた場合には、原則として、他の先物取引等に係る雑所得等との損益通算が可能となります。 <p>法人税のお客様に対する課税は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。